令和８年（フ）第９３４号
大阪府高石市西取石５丁目６番21号
債務者　山田　百合
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和８年（フ）第６０号
北海道登別市鷲別町６丁目40番地９、前住所北海道登別市幌別町４丁目13番地２　サニークレスト近井Ⅱ205
債務者　伊藤　千滉
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和８年（フ）第１７４号
北海道中川郡幕別町札内泉町73番地の２　町営泉町団地４号棟307号室
債務者　岡村しおり
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和８年（フ）第３１０号
盛岡市東安庭三丁目16番21号　Ａ棟
債務者　関田由美子
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３２１号
盛岡市境田町６番35号　シティプラザ境田Ｂ101号
債務者　花坂　寛人
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第３３７号
静岡県伊豆の国市南江間818番地の１
債務者　菊地　智子
１　決定年月日時　令和８年９月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第４３８号
愛知県西尾市一色町赤羽水出47番地２、旧住所名古屋市港区正保町４丁目18番地の５
債務者　堂嵜　司英
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４３９号
愛知県岡崎市昭和町字神郷56番地１　ベルフルール　306、旧住所静岡県浜松市中央区寺脇町280番地の２　グランクールＡ１
債務者　佐藤　　蓮
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４８６号
愛知県高浜市湯山町四丁目７番地２　県営葭池住宅１棟204号
債務者　本多　美保
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第４９２号
愛知県安城市横山町寺田34番地１　レジデンス横山401
債務者　永村　英雄
１　決定年月日時　令和８年９月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１９４号
奈良市西笹鉾町18番地　サンハイツ106号
債務者　中川　　都
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９５号
奈良市西笹鉾町18番地　サンハイツ106号
債務者　中川　裕子
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２４０号
奈良市秋篠三和町一丁目１番23―103号
債務者　表野　重美
１　決定年月日時　令和８年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２６１号
香川県高松市木太町3327番地３
債務者　木村　好一
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前９時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１３号
長崎県南松浦郡新上五島町三日ノ浦郷161番地28
債務者　平瀬　香緒里
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
長崎地方裁判所五島支部

令和８年（フ）第８３号
香川県仲多度郡多度津町家中３番27号リンデンバォム202号、前住所香川県仲多度郡多度津町西港町76番地レア103号
債務者　安本茉那美
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和８年（フ）第１０４号
香川県丸亀市城東町二丁目12番22―411号ゾンネンハイム、前住所香川県丸亀市城東町一丁目４番８号横田アパート
債務者　アキヘ　リベラ　エドウィン　ロンニ
１　決定年月日時　令和８年９月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
高松地方裁判所丸亀支部